

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」で定める5類感染症に位置付けることとなりました。そのため、本校における5月8日以降の感染症対策等について、主な変更点については以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 出席停止等の基準について

【感染者】

- ・有症状者：発症日を0日目として、5日目までの期間（5日目までに症状が軽快しない場合は症状軽快日の翌日までの期間）は出席停止
- ・無症状者：検体採取日を0日目として、5日目までの期間は出席停止

（例1：発症後2日目に症状が軽快した場合）

発症日または 検体接種日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発熱等	発熱等	症状軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	登校不可	登校可能

（例2：発症後5日目に症状が軽快した場合）

発症日または 検体接種日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状軽快	軽快後 1日目	登校可能

※新型コロナウイルスに罹患した場合は、病院受診後に診断書等を取得する必要はありません。
出席停止届に発症日等の必要事項を記入して担任のサインをもらった後、教務係に提出して下さい。

2. 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降、濃厚接触者の特定は行わないことから、従前、濃厚接触者として特定されていた者（同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、感染対策を行わずに飲食を共にした者）についても出席停止等の対象とはならない。

3. 毎朝の検温報告について

毎朝の体温を測定し Moodle での報告は廃止します。ただし、体調が優れない場合の登校は慎重に判断するよう、引き続きお願いします。

4. 基本的な感染対策について

適切な換気の確保、手指衛生や咳エチケットを励行するとともに、マスクの着用を求めないことを基本とするが、混雑した電車やバスの中では、マスクの着用を推奨します。